

＜法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します＞

## 環境関連法規制等の動き 2018年2月(2018.1.23～2.19)

### 法令情報

#### 1-1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

＜政令第22号＞(2件 2018.1.31公布、2018.4.1及び2020.4.1施行)

#### -2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 ＜政令第23号＞

#### -3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜環境省令第1号＞(2018.2.2公布、同日施行)

2017.6.16に公布された廃掃法の一部改正法の施行日が決まりました。改正内容は特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者(特別管理産業廃棄物を年間50t以上排出する事業者を予定)に対する電子マネー使用の義務化(2020.4.1施行)、有害使用済機器等を回収・保管または処分する業者の知事への届出の義務化及び同機器等の保管・処理基準の遵守等の義務等(2018.4.1施行)です。-3.は廃棄物の再生業者、運搬業者及び処理業者の申請及び変更届出に係る改正です。

該当廃棄物を多量に排出する事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105057.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103794.html>

#### 2-1. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の

施行期日を定める政令 ＜政令第6号＞(2件共2018.1.24公布、2018.10.1施行)

#### -2. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び

行政不服審査法施行令の一部を改正する政令 ＜政令第7号＞

2017.6.16に公布されたバーゼル法の一部改正法の施行日が決まりました。改正内容はバーゼル条約に基づき輸出先の国でのみ指定されている有害廃棄物を新たに日本でも特定有害廃棄物等にして輸出承認を必要とすること、並びに事業者認定制度を新設し認定事業者は再生利用等目的で輸入する一部特定有害廃棄物について大臣の輸入承認を不要とする緩和等です。-2は認定事業者の認定有効期間(5年)等が決められました。

該当物質を輸出入する事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105028.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103793.html>

#### 3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜国土交通省令第8号＞(2018.2.15公布、2018.3.1施行)

輸送活動等に伴い生ずる廃棄物の海洋排出は一部を除き禁止されています。今回、ばら積み貨物で船舶からの搬出後に船底等に残った残留廃棄物について、排出を規制する化学品が追加されました。対象はGHSに基づく分類方法で発がん性等の危険有害区分に規定される物質です。また穀物以外の固体物質をばら積みして輸送する場合、荷送者は対象品に該当するかの資料を事前に船長に提出する義務も追加されました。

該当物質を海上輸送依頼する事業者(荷送人)等に適用されます。

＜参考＞官報 <https://kanpou.npb.go.jp/20180215/20180215g00031/20180215g000310000f.html>

## 一般情報

### 1. 産業廃棄物の排出及び処理状況等(2015年度実績)について (2018. 1. 23環境省)

環境省は全国の産業廃棄物の排出及び処理状況等についての調査結果を公表しました。産業廃棄物の総排出量は3.9億t(前年度比▲2百万t)、種類別では汚泥1.7億t(同+50万t)、動物糞尿0.8億t(同▲90万t)、がれき類0.6億t(同▲20万t)とこれらで総排出量の8割を占めました。また最終処分量(再生利用及び減量化を差し引いた残量)は1千万t(同▲30万t)と微減しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105043.html>

### 2. 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更及び意見募集の結果について(2018. 2. 9環境省)

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更について閣議決定され、今回の変更で新たに木材・プラスチック再生複合材製品等 3品が追加、蛍光灯照明器具及び缶詰の 2品が削除、エアコン、LED照明器具、自動車(燃費基準)等 55品の判断基準等の見直しが行われました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105037.html>

### 3. 第21回環境コミュニケーション大賞の受賞作決定について (2018. 2. 9環境省)

同賞は優れた環境報告書や環境活動レポートを表彰することで、事業者等の環境経営及び環境コミュニケーションへの取組を促進し、環境情報開示の質の向上を図ることを目的とする制度です。今回、環境報告書部門及び環境活動レポート部門に計339点の応募があり、環境大臣賞等が決定しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105095.html>

### 4. 2017年度製品プラスチックの店頭回収・リサイクルの実証事業について (2018. 2. 8環境省)

環境省は現状、焼却・埋め立てによる処理が行われている文具や生活雑貨など容器包装リサイクル法の対象外の製品プラスチックの効率的な回収システムの構築等の検証を目的とした、プロジェクトを実施します。プロジェクト参加企業各社の店頭やモール等に回収ボックスを設置し、広く一般の方から不要製品を回収するとともに回収品の再資源化方策に係る調査を2018. 3. 9まで行います。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105108.html>

### 5. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2018. 2. 15他 環境省)

光和精鉱株式会社の焼却施設、東芝環境ソリューション株式会社の分解・洗浄施設及び株式会社電力テクノシステムズの洗浄施設が低濃度PCB無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105116.html>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105115.html>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105114.html>

## 意見募集情報

### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号の

いずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(案)について (2018. 1. 31厚労省他)

化審法に基づく特定化学物質等に該当しない一般化学物質のうち、リスク評価を行う必要がなく、製造数量等の届出の必要が無い物質(届出不要物質)145物質が追加されます。厚労省等は追加物質に関する意見を2018. 3. 1まで募集しています。

<参考>電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595118004&Mode=0>

## 2. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく法第4条第4項の

### 特定新規化学物質の判定基準(案)」に対する意見募集について (2018. 2. 7厚労省他)

2017. 6. 7に公布された化審法の一部改正法(2018. 4. 1施行)において、新規化学物質の審査結果で一般化学物質に分類され、継続的に摂取した場合に著しい健康被害を生じる恐れがある物質が「特定一般化学物質」に指定されます。今回、判定基準案が設けられ2018. 3. 8まで意見を募集しています。

<参考>電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195170060&Mode=0>

## 3. 容器保安規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集について (2018. 2. 9経産省)

高圧ガス容器の検査方法及び水素燃料電池自動車の普及のための規制等に関する見直しが行われます。圧縮水素自動車燃料装置用容器については容器の傷深さの基準に関する項目並びに自動車の引取業者及び解体業者による容器の再資源化に関する移動及び貯蔵措置等の改正について2018. 3. 10まで意見を募集しています。

<参考>電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595118006&Mode=0>

## 公募情報

### 1. 2018年度セルロースナノファイバー(CNF)活用製品の

#### 性能評価事業委託業務の公募について (2018. 2. 1環境省)

本事業は、製品製造メーカー及び部品メーカー等を対象に、CNF複合材料で部品等を試作、実機に搭載して製品の信頼性、CO2削減効果等の性能評価及び社会導入実験を行い環境省に報告をおこなうものです。環境省は当該事業委託事業者を2018. 3. 1まで募集しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105060.html>

### 2. 「トラック運送業の働き方改革推進事業」

#### (テールゲートリフターの導入に対する補助事業)を実施します (2018. 2. 7国交省)

国交省は荷役作業の効率化を促進することによって、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り働き方改革を推進する目的で、テールゲートリフターを導入するトラック運送事業者に対し導入費用の一部を補助する事業を実施し、2018年3月上旬まで申請を受け付けます。

<参考>国交省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000146.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000146.html)

### 3. 全国6都市でZEH等3省連携事業合同説明会を開催します (2018. 2. 13国交省)

2018年度に経産省・環境省・国交省は3省連携して、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)等に対する支援事業を行う予定です。今回ハウスメーカーや住設機器メーカー等を対象にした、各省のZEH支援事業等の合同説明会を全国6都市にて2018. 3. 1~3. 14の間で実施します。

<参考>国交省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000777.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000777.html)

以上